

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成27年9月18日及び同月24日（平成27年（行情）諮問第566号及び同第578号）

答申日：平成28年6月9日（平成28年度（行情）答申第110号及び同第111号）

事件名：21世紀構想懇談会の発言者名の分かる議事内容を記録した文書等の一部開示決定に関する件

21世紀構想懇談会の発言者名の分かる議事内容を記録した文書等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

次の5文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、文書2（1枚目）及び文書4（1枚目及び2枚目1行目ないし3行目）を開示すべきである。

文書1 平成27年2月25日「20世紀を振り返り21世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」（21世紀構想懇談会）第1回会合概要

文書2 平成27年3月13日「20世紀を振り返り21世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」（21世紀構想懇談会）第2回会合概要

文書3 平成27年3月13日「20世紀を振り返り21世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」（21世紀構想懇談会）第2回会合録音

文書4 4月22日「20世紀を振り返り21世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」（21世紀構想懇談会）第4回会合概要

文書5 4月22日「20世紀を振り返り21世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」（21世紀構想懇談会）第4回会合録音

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年6月8日付け閣副第468号及び同年6月17日付け閣副第505号により内閣官房副

長官補（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

「20世紀を振り返り21世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）第1回の公表されている議事概要によると、「懇談会の運営方針として、懇談会は非公開とし、懇談会の議事要旨は、発言者名を付さない形で公開することが合意された。」と記録されている。

法の制定過程において、「法要綱案の考え方」で、特に「審議会に関する情報の開示・不開示の判断は、当該審査会の議決等により決せられるものではなく、当該審査会の性質及び審議事項に照らし、個別具体的に、率直な意見交換等を『不当』に損なうおそれがあるかにより判断されることになる」と言及されている。これは自治体における情報公開条例の多くに、合議制機関の議決による不開示を認める規定があり、これが不合理な不開示決定を横行させていたことを受けてのものであり、法においては審議検討過程の情報に係る法5条5号では審議会等の議決や決定による不開示を認めず、開示することによる不当な審議検討過程への支障を要件としたものである。処分庁の決定はこうした立法事実に反するものである。

「非公開で行うことを前提とした有識者懇談会である」ことをもって、「率直な意見交換を妨げるおそれがある」とするのは、有識者懇談会を構成する有識者が主観的にそう感じる以上のものでもなく、あるいは非公開でなければとても意見が述べられないような見識の者であるか、意見が明らかにされてそれに対する様々な見解・評価が提示されることに耐えられない程度のものを国の政策形成に反映させようとしているのか、のいずれかに過ぎない。このようなことを保護するために同号の規定が設けられているわけではなく、あくまでも開示・不開示の利益を比較衡量し、不当な支障が生じない限りは開示しなければならないものである。

以上のとおり、原処分は法の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取消しを求めるため、審査請求を行った。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、審査請求人が行った開示請求「①2015年2月25日開催の21世紀構想懇談会の発言者名のわかる議事内容を記録したもの（録音物を除く）、②2015年3月13日開催の21世紀構想懇談会の発言者名のわかる議事内容を記録したもの（紙媒体、録音物とも）及び③4月22日に開催した21世紀構想懇談会の発言者名のわかる議事内容を記録したもの（紙媒体、録音物とも）」に対し、法5条5号に該当することを理由に、

その一部を不開示とする原処分を行った。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成27年2月25日に行われた懇談会第1回会合の概要、同年3月13日に行われた懇談会第2回会合の概要及び録音及び同年4月22日に行われた懇談会第4回会合の概要及び録音である。

本件対象文書には、懇談会の第1回会合、第2回会合及び第4回会合におけるやり取りが発言者名を特定可能な形で含まれている。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分について「『非公開で行うことを前提とした有識者懇談会である』ことをもって、『率直な意見交換を妨げるおそれがある』とするのは、有識者懇談会を構成する有識者が主観的にそう感じる以上のものでもなく、あるいは非公開でなければとても意見が述べられないような見識の者であるか、意見が明らかにされてそれに対するさまざまな見解・評価が提示されることに耐えられない程度のものを国の政策形成に反映させようとしているのか、のいずれかに過ぎない。このようなことを保護するために同号の規定が設けられているわけではなく、あくまでも開示・不開示の利益を比較衡量し、不当な支障が生じない限りは開示しなければならないものである。」と記載し、原処分は法の解釈、運用を誤ったものであるとしている。

しかしながら、本件対象文書には、懇談会の第1回会合、第2回会合及び第4回会合におけるやり取りが、発言者名を特定可能な形で含まれている。懇談会は、第1回会合において総理から示された諮問事項に基づき、20世紀の歴史に対する評価、21世紀の国際秩序の在り方等を議論しているが、これらは国民及び関係各国の関心が極めて高く、様々な議論が行われている事項を含むことから、当該懇談会における発言が発言者名を特定可能な形で公になった場合に、発言者や関係者に対して様々な圧力や不利益等が加えられる高い蓋然性が認められる。そのため、懇談会では、発言者が慎重になる余り無難な発言に終始したり、無用に萎縮したりすることなく、自由かつ達な意見交換を通じて有意義な提言を行うことができるよう、会合を非公開で行い、会合における議論の内容については、発言者名を付さない議事要旨のみを公開することで合意しており、懇談会の会合はかかる合意を前提として行われている。このような状況の中で、仮に、会合におけるやり取りが発言者名を特定可能な形で公開されることとなれば、発言者や関係者に対して様々な圧力や不利益等が加えられる恐れがあるばかりでなく、今後、しかるべき有識者に協力を依頼することができなくなり、同種の会議の遂行に著しい支障を及ぼす高い蓋然性が認められる。以上の理由により、法5条5号に基づき、本件対象文書を不開示としたこ

とは妥当である。

4 結語

以上のとおり、本件対象文書につき、その一部を法5条5号に該当するとして不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成27年（行情）諮問566号及び同第578号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成27年9月18日 諮問の受理（諮問第566号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月24日 諮問の受理（諮問第578号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 同年10月5日 審議
- ⑥ 平成28年5月17日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑦ 同年6月7日 諮問第566号及び同第578号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書5の5文書である。当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書は、懇談会の議事要旨を作成するために担当者が逐語的に懇談会の会合でのやり取りを記録したメモであるとのことであった。

諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条5号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

文書1ないし文書5のうち、下記に掲げる部分を除く不開示部分には、20世紀の教訓等並びに21世紀の世界秩序及び日本の役割等に関する懇談会の委員等による率直な意見交換の内容が逐語的に記載されている。これを公にすることにより懇談会の審議の過程にある情報が明らかとなり、懇談会内部における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、文書2（1枚目）及び文書4（1枚目及び2枚目1行目ないし3行目）は懇談会の日時、場所及び出席者であり、当該部分は、首相官邸ホームページで公表されている情報と同旨であると認められ、これを公にしたとしても、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないことから、法5条5号に該当せず、開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条5号に該当するとして不開示とした決定については、文書2（1枚目）及び文書4（1枚目及び2枚目1行目ないし3行目）は、同号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久